

生成A I の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する
プリンシプル・コード（仮称）（案）

1. 総論

（1）基本的な考え方（目的）

この文書は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和七年法律第五十三号）の趣旨を踏まえつつ、コーポレートガバナンスの分野におけるスチュワードシップ・コード等の取組（コンプライ・オア・エクスプレイン）等を参考に、生成A I 事業者が行うべき透明性の確保及び知的財産権保護のための措置の原則を定め、もって生成A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする。

（2）この文書の適用を受ける対象

ア 定義

この文書は、生成A I に関連する当事者間において任意かつ主体的に調整を行うことが妨げられるものではない旨に配慮しつつ、「生成A I 開発者」及び「生成A I 提供者」（以下これらを総称して「生成A I 事業者」という。）に適用されるものとする。

- 「生成A I」とは、文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルに基づくA Iの総称をいう。
- 「生成A I 開発者」とは、生成A Iシステムを構築する役割を担う者であって、その開発に係る生成A Iシステムを公衆（不特定の者又は特定多数の者をいう。以下同じ。）に実質的に提供した者（その目的、法人・個人の別を問わない。）をいう。
 - 次の者は「生成A I 開発者」に原則として含まれないものとする。ただし、実質的に、生成A Iシステムを公衆に提供したと評価できる場合には、この限りでない。
 - ✧ 生成A I 開発者から委託等を受けて、生成A Iモデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、生成A Iモデル学習及び検証等の生成A Iシステム構築過程の一部のみを引き受け、これを生成A I 開発者に納入し又は役務を提供する役割を担うにすぎない者（その目的、法人・個人の別を問わない。）
- 「生成A I 提供者」とは、生成A Iシステムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービス（以下「生成A I サービス」という。）を公衆に提供した者をいう。
 - 次の者は「生成A I 提供者」に原則として含まれないものとする。ただし、実質的に、生成A I サービスを公衆に提供したと評価できる場合には、この限りでない。

- ◇ 生成A I 事業者から委託等を受けて、生成A I システム検証、生成A I システムの他システムとの連携の実装、生成A I システム又は生成A I サービスの提供、正常稼働のための生成A I システムにおける利用者側の運用サポートの一部のみを引き受け、これを生成A I 事業者にも納入し又は役務を提供する役割を担うにすぎない者（その目的、法人・個人の別を問わない。）
- 公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者は、生成A I 事業者に該当しない。

イ データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供している場合

- 明確化を期すため付言すれば、一の法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成A I システムを、当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者は、この文書の「生成A I 開発者」には含まれない。また、特定の企業グループ又は団体が保有するデータであって、当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人から提供を受けたデータのみを用いて、当該企業グループ若しくは団体又はその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成A I システムを提供する者は、この文書の「生成A I 開発者」には含まれない（データを提供した当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人が、当該データの利用を許諾している場合に限る。）。
- また、一の法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成A I システムを搭載した生成A I サービスを、当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者は、この文書の「生成A I 提供者」には含まれない。また、特定の企業グループ又は団体が保有するデータであって、当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人から提供を受けたデータのみを用いて特化させた生成A I システムを搭載した生成A I サービスを、当該企業グループ若しくは団体又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者は、この文書の「生成A I 提供者」には含まれない（データを提供した当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人が、当該データの利用を許諾している場合に限る。）。

【具体例】

例えば、次の場合は、この文書における「生成A I 開発者」又は「生成A I 提供者」に該当しない典型例である。

- ① 汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスを公衆に提供している法人Aからライセンスを受けた法人Bが、法人Cから法人Cの保有する法人Cに関するデータの提供を受けて、当該汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスを基にして法人Cから提供を受けたデータを用いて法人Cの社内業務のみに特化させた生成A I システム又は生成A I サービスを開発し、これを法人Cに提供している場合における「法人B」（当該生

成A I システム又は生成A I サービスが法人Cから提供を受けたデータのみに基づき生成を行うよう構築されている場合に限る。)

- ② 上記①の場合における法人Cが、当該生成A I システム又は生成A I サービス（例：チャットボット）を、法人Cの顧客のみに提供している場合における「法人C」

ウ 特定の業界に特化した生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供している場合

- 上記イ（データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供している場合）に該当しない限り、特定の業界（同じ産業に携わる者により構成される社会をいう。以下同じ。）に特化した生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供している者も生成A I 事業者該当し得る。

【具体例】

- 汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスを公衆に提供している法人Dからライセンスを受けた法人Eが、当該汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスを基にして特定の業界Xに特化した生成A I システム又は生成A I サービスを開発し、これを業界Xに属する法人F、法人G及び法人Hに提供している場合、「法人E」は生成A I 事業者該当する。
- もっとも、上記の場合において生成A I 事業者として各原則について対応が求められるのは、法人Eが汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスに付加した部分に限定される。汎用的な生成A I システム又は生成A I サービスについては、法人Dが各原則を遵守することで知的財産の保護及び透明性が図られることを想定している。

- ただし、第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供している場合には、この文書における「生成A I 事業者」に該当しない。

【具体例】

- 次の生成物が極めて高い頻度で生成される生成A I システム又は生成A I サービスを開発又は提供する者は「生成A I 事業者」に該当しない。
- ・ 既存の著作物の創作的表現を直接感得することができない生成物
 - ・ 意思決定に資する統計的データ、推論結果等にとどまる生成物
- 特定の業界Xに属する法人I、法人J、法人K及び法人Lから提供を受けたデータのみを用いて、業界Xに特化した生成A I システム又は生成A I サービスを開発し、これを法人I～Lに提供している場合には、「生成A I 事業者」に該当しない（当該生成A I システム又は生成A I サービスが法人I～Lから提供を受けたデータのみに基づき生成を行うように構築されている場合に限る。）。

エ 日本国内に本店又は主たる事務所を有しない者への適用について

- 日本国内に本店又は主たる事務所を有しない生成ＡＩ事業者であっても、生成ＡＩシステムや生成ＡＩサービスが日本に向けて提供されている場合（日本国民が利用できる場合を含むがこれに限られない。）には、この文書の適用を受けるものとする。

（３）この文書が採用する手法

この文書は、生成ＡＩ事業者、生成ＡＩ利用者及び権利者が置かれた状況、それぞれの意向等も踏まえて策定されたものであり、生成ＡＩ事業者に対して、生成ＡＩ事業者に帰属する機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するものをいう。）の強制的な開示を求めるものではなく、法的拘束力を有する規範ではない。この文書の趣旨を理解し、これを受け入れた生成ＡＩ事業者に対して、この文書の趣旨を踏まえた対応が図られることを期待するものである。

その上で、この文書は、以下に示す原則についてコンプライ・オア・エクスプレインの手法により対応を求めるものである。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法とは、原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するよう求める手法である。すなわち、以下に示す原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。ただし、当然のことながら、生成ＡＩ事業者は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、生成ＡＩ利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組について積極的に説明を行うことも、生成ＡＩ利用者や権利者から十分な理解を得る観点からは有益であると考えられる。

（４）この文書の受入れ状況の可視化

この文書の受入れ状況を可視化するため、以下に示す原則を受け入れる生成ＡＩ事業者に対して、次の事項を期待する。

- 自らの管理又は運用するコーポレートサイト（生成ＡＩ事業者の概要、事業内容、製品情報等の公式情報を発信するウェブサイトを用いる。）その他これと同等の機能を有するウェブサイト（以下これらを総称して「コーポレートサイト等」という。）で次の事項を公表するとともに、内閣府知的財産戦略推進事務局所定の様式に基づきこれを届け出ること。
 - この文書に定める各原則を受け入れる旨（受入れ表明）
 - この文書に定める各原則に関する以下の事項
 - ✧ 各原則の実施事項
 - ✧ 実施しない原則がある場合には、その理由の説明

- 各事項について原則として毎年、見直し・更新を行うこと（更新を行った場合には、その旨も公表すること）。

内閣府知的財産戦略推進事務局は、この文書にのっとりコンプライ・オア・エクスプレインに係る参考様式を作成し、届出のあった生成A I事業者の一覧及び当該事業者が公表したコーポレートサイト等のリンク等を公表するとともに、関係省庁や関係団体の協力の下、積極的な届出を各業界に対して促すものとする。ただし、内閣府知的財産戦略推進事務局は当該届出の内容について審査を行うものではなく、第三者からの照会等についても回答しない。

2. この文書が示す原則及び例外

(1) この文書の対象となるすべての生成A I 事業者が遵守すべき原則

【原則1】

生成A I 事業者は、自らの管理又は運用するコーポレートサイト（生成A I 事業者の概要、事業内容、製品情報等の公式情報を発信するウェブサイトであって、全ての者が閲覧可能なものをいう。）その他これと同等の機能を有するウェブサイトにおいて、次の（1）及び（2）に定める各事項の概要（以下これらを総称して「概要開示対象事項」という。）を開示し、権利者及び利用者を含む全ての者が閲覧可能な状態にする。なお、概要開示対象事項の一部について開示をすることができない場合には、その理由を示すことによりエクスプレインを行うものとする。また、1（3）に示したとおり、生成A I 事業者に対して、生成A I 事業者に帰属する機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するものをいう。）の強制的な開示を求めるものではない。

(1) 透明性確保のための措置

次の各事項を開示するものとする。

ア 使用モデル関係

- 名称（識別子、バージョン 等）
- 公開日を含む来歴（過去のバージョンや修正履歴 等）
- アーキテクチャ・設計仕様（モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況、使用に必要なハードウェア・ソフトウェアやライセンス 等）
- 利用規定（想定する用途や、制限・禁止されている用途の明確化 等）
- モデルのトレーニングプロセスの内容（トレーニングの方法 等）

イ 学習データ関係

- 学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項（データの種類（RAG（検索拡張生成）において用いるものを含む）、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセットに関連する事項、公開データセットに関連する事項、その他の手段で収集されたデータに関連する事項、合成データの利用有無及び目的 等）
- クローラ（目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子 等）

ウ アカウンタビリティ関係

- 生成A I システム又は生成A I サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態の内容（トレーサビリティの向上や、責任者の明示、関係者の責任の分配、ステークホルダーへの具体的対応、文書化 等）

(2) 知的財産権保護のための措置

次の各事項への対応状況を開示するものとする。

- 適切な権利遵守運用を実現するため、知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表すること。
- 生成A Iの開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと。
- ペイウォール等のアクセス制限や robots.txt 等の機械可読な指示に従うクロウラの採用等に取り組むこと。権利者による適切な措置のため、ユーザーエージェントごとに上記の措置を公開し、変更時には通知すること。
- 学習したログを一定期間保持していること¹。
- いわゆる海賊版サイト等へのクロール回避に取り組むこと。
- 知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること。
- 電子透かし、C 2 P Aその他のコンテンツの出所及び来歴を証明するような技術的措置を可能な限り講ずること。
- 生成A I利用者に対して、生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合には、これを利用すべきでない旨を周知すること。
- 権利者の適時適切な救済を確保するため、既存の体制を活用することも含め、適切な窓口を整備し、申出要件を可能な限り明確化するとともに、その対応記録を保存すること。

(細則)

- 原則1における各生成A I事業者の取組の蓄積により開示される情報が標準化されるとともに、生成A I事業者、生成A I利用者及び権利者の間の相互理解を深化させ、関係者の適切な理解と自主的な判断の支えとなり、信頼できる生成A Iの構築に寄与するものとなることが期待される。このため、原則1に基づく情報の概要開示に当たっては、「1. 総論」の趣旨を踏まえた上で、各概要開示対象事項に該当する情報の有無や範囲を特定するとともに、他の法令等に抵触することのないよう留意した上で手続を進めることが肝要である。また、生成A I事業者が自ら進んで概要開示対象事項に係る詳細を明らかにしておくことを妨げるものではない。
- 各概要開示対象事項について開示すべき記載の程度については、内閣府知的財産戦略推進事務局が別途公表する概要開示対象事項の具体例を参照されたい。

¹ ログの保存については、総務省・経済産業省「A I事業者ガイドライン(第1.2版)」19頁において、「① 検証可能性の確保」として「A Iの判断にかかわる検証可能性を確保するため、データ量又はデータ内容に照らし合理的な範囲で、A Iシステム・サービスの開発過程、利用時の入出力等、A Iの学習プロセス、推論過程、判断根拠等のログを記録・保存する」、「ログの記録・保存にあたっては、利用する技術の特性及び用途に照らして、事故等の原因究明、再発防止策の検討、損害賠償責任要件の立証上の重要性等を踏まえて、記録方法、頻度、保存期間等について検討する」と記載されているところである。

- 
- AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、権利者や利用者と生成AI事業者との間において、秩序のある対話や相互理解が図られるよう、すべての者が努めるべきであって、概要開示対象事項の一部について開示をしないという一事のみをもって、当該生成AI事業者を直ちに批判することは慎むべきである。
 - 原則1については、当面本措置を実施するものとしつつ、同様の目的を達成するため、今後国際的な動向も視野に入れ、学習データに関する透明性の確保という観点において国際的な整合性に配慮した取組がステークホルダーにおいて進展していくことが期待される。

【原則 2】

映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）について自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い、若しくは準備をしている者又はその者から委任を受けた弁護士及び法令により裁判上の行為をすることができる代理人（以下「原則 2 開示要求者」という。）から、以下の【開示要求可能事項】について開示の求めがあった場合において、当該開示の求めが以下の【開示の求めが満たすべき事項】にある各事項の全てを満たすときは、生成 AI 事業者は、当該開示の求めに対する回答を行う。1（3）に示したとおり、生成 AI 事業者に対して、生成 AI 事業者に帰属する機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するものをいう。）の強制的な開示を求めるものではない。

【開示要求可能事項】

- 学習及び検証等に用いられたデータ（ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、合成データを含むデータセットその他の手段で収集されたデータをいうがこれに限られない。）に、自らが照会を行う URL 等の情報（生成 AI 事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る²。以下「原則 2 対照情報」という。）が含まれているか否か
- 開示の求めを受けた者が生成 AI 提供者である場合において、当該生成 AI 提供者において回答できないときは、生成 AI サービスに搭載された生成 AI モデルを開発した者の名称

【開示の求めが満たすべき事項】

- ① 原則 2 開示要求者に該当する者であることを示す理由が示されていること
- ② 開示の求めに係る回答の利用目的が明示されており、かつ、原則 2 開示要求者が当該目的以外の目的で利用しない旨を誓約していること
- ③ 原則 2 対照情報を示しており、かつ、当該原則 2 対照情報との関係で生成 AI 事業者に対して開示を求める理由となる事由が特定されていること

² 細則の典型例に記載のとおり、自ら作品を創作してウェブサイトに掲載している者が、当該作品と同一又は類似の生成 AI 生成物を発見した場合に、当該作品自体がクロール対象に含まれているか否かを照会することを想定しているものではない。

(細則)

○ 原則 2 が示す開示の求めの典型例は次のとおりである。

■ 自ら作品を創作してウェブサイトAに掲載している者が、当該作品と同一又は類似の生成A I 生成物を発見したため、生成A I 事業者に対して、当該ウェブサイトAの作品掲載ページのURLを示して、当該ドメインがクローラによるクロール対象に含まれているか、第三者から提供を受けた学習データの取得源に含まれているか等について開示を求める場合

○ 【開示の求めが満たすべき事項】①に定める「原則 2 開示要求者に該当する者であることを示す理由」の程度については、要求を受けた生成A I 事業者において「自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い、若しくは準備をしている者又はその者から委任を受けた弁護士及び法令により裁判上の行為をすることができる代理人」に該当すると信じるに足りる理由を示すことが求められる。

○ 原則 2 開示要求者の権利又は法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、生成A I 事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。また、開示の求めに係る各事項が営業秘密に該当すると考えられる場合等においても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。

○ 生成A I 事業者において、技術的課題やコスト、利用目的や法的手続の内容等を踏まえ、合理的な判断の下、過大な負担を回避するべく、原則 2 開示要求者による開示の求めに対する対応方針を自ら明確化して公表することが望ましい（なお、自らが法的手続の相手方となる場合の対応については、当該法的手続の対応戦略等とも関係し得ることを踏まえ、生成A I 事業者において適宜検討されたい。）。

このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待されるほか、生成A I 事業者・生成A I 利用者及び権利者の間の相互理解が深まることが期待される。

○ 原則 2 の実施に際しては、一定の手数料や相当期間内につき相当回数までの制限を設ける等の濫用的な要求を防止する措置を講ずることが考えられる。ただし、開示の求めを萎縮させ、困難にし、または諦めさせるような手数料や回数制限を設ける等の措置をとらないよう留意が必要である。

○ 回答する時期について特定のルールを定めるものではないが、原則 2 開示要求者の権利又は法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、合理的期間内に速やかな開示を行うための努力を払うことが期待される。

○ 生成A I システム又は生成A I サービスを公衆に提供する者としての説明責任を果たす観点から、原則 2 を実施する体制構築ができていないことを述べるだけでは「エクスプレイン」として不十分とし、事業者としての事業規模等を勘案しつつ、当該体制構築が完了する時期を適切に説明するものとする。

- 
- 本原則については、現時点のものは完全なものではなく、各事業者が展開するサービスやその他の事情により対応が不可能な事柄があり得ることを前提としつつ、より意義のある形で生成A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けたバランスをとることを追求していくものとする。
 - なお、生成A I 事業者において、この原則に基づく開示を行うことが技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合には、「エクस्पレイン」を行ったものとする。
 - 原則2に基づく開示の求め以外の手法による情報の収集方法として、当事者照会（民事訴訟法163条）、文書提出命令の申立て（同221条）等がある。

【原則 3】

生成 A I 事業者の提供する生成 A I システム又は生成 A I サービスを用いて、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）を生成した者（以下「原則 3 開示要求者」という。）から、以下の【開示要求可能事項】記載の事項について開示の求めがあった場合において、当該開示の求めが以下の【開示の求めが満たすべき事項】にある各事項の全てを満たすときは、生成 A I 事業者は、当該開示の求めに対する回答を行う。また、1（3）に示したとおり、生成 A I 事業者に対して、生成 A I 事業者に帰属する機微な情報（営業秘密や安全性・セキュリティに関するものをいう。）の強制的な開示を求めるものではない。

【開示要求可能事項】

- 学習及び検証等に用いられたデータ（ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、合成データを含むデータセットその他の手段で収集されたデータをいうがこれに限られない。）に、原則 3 開示要求者の生成に係る生成物と同一又は類似するコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 2 条 1 項に定める「コンテンツ」をいう。以下同じ。）が掲載された URL 等の情報（生成 A I 事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る³。以下「原則 3 対照情報」という。）が含まれているか否か
- 開示の求めを受けた者が生成 A I 提供者である場合において、当該生成 A I 提供者において回答できないときは、生成 A I サービスに搭載された生成 A I モデルを開発した者の名称

【開示の求めが満たすべき事項】

- ① 原則 3 開示要求者に該当する者であることを示す理由として、開示を求める者の生成に係る生成物及び当該生成物を生成する際に用いたプロンプトが示されていること
- ② 開示の求めに係る回答の利用目的が明示されており、かつ、原則 3 開示要求者が当該目的以外の目的又は訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）の申立てに用いる目的で利用しない旨を誓約していること
- ③ 原則 3 対照情報を示しており、かつ、当該原則 3 対照情報との関係で生成 A I 事業者に対して開示を求める理由となる事由が特定されていること

³ 細則の典型例に記載のとおり、原則 3 開示要求者が生成した生成物と同一又は類似のコンテンツ自体がクロール対象に含まれているか否かを照会することを想定しているものではない。

(細則)

○ 原則3が示す開示の求めの典型例は次のとおりである。

■ 画像を生成できる生成A I サービスAを利用して生成A I 生成物を生成した者が、当該生成A I 生成物と同一又は類似する画像がウェブサイトBに掲載されていることを発見した場合に、生成A I サービスAを提供する生成A I 提供者に対して、当該生成A I 生成物、当該生成A I 生成物を生成する際に用いたプロンプト、当該生成A I 生成物の利用目的及びウェブサイトBのURLを示して、当該URLのドメイン部分が生成A I サービスAに搭載された生成A I システムを開発する際の学習データのクロール対象に含まれているか、第三者から提供を受けた学習データの取得源に含まれているか、仮に生成A I 提供者において回答できない場合には、生成A I サービスに搭載された生成A I モデルを開発した者の名称について開示を求める場合

- 開示を求める者の生成A I 生成物の利活用に支障を来すことのないよう、生成A I 事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。また、開示の求めに係る事項が営業秘密に該当すると考えられる場合等においても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。
- 生成A I 事業者において、技術的課題やコスト、利用目的等を踏まえ、合理的な判断の下、過大な負担を回避するべく、原則3開示要求者による開示の求めに対する対応方針を自ら明確化して公表することが望ましい。
- このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待されるほか、生成A I 事業者・生成A I 利用者及び権利者の間の相互理解が深まることが期待される。原則3の実施に際しては、一定の手数料や相当期間につき相当回数までの回数制限を設ける等の濫用的な要求を防止する措置を講ずることが考えられる。ただし、開示の求めを萎縮させ、困難にし、または諦めさせるような手数料や回数制限を設ける等の措置をとらないよう留意が必要である。
- 開示する時期については特定のルールを定めるものではないが、合理的期間内にすみやかな開示を行うための努力を払うことが期待される。
- 生成A I システム又は生成A I サービスを公衆に提供する者としての説明責任を果たす観点から、本原則を実施する体制構築ができていないことを述べるだけでは「エクスプレイン」として不十分とし、事業者としての事業規模等を勘案しつつ、当該体制構築が完了する時期を適切に説明するものとする。
- 本原則については、現時点のものが完全なものではなく、各事業者が展開するサービスやその他の事情により対応が不可能な事柄があり得ることを前提としつつ、より意義のある形で生成A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けたバランスをとることを追求していくものとする。

- なお、生成A I 事業者において、この原則に基づく開示を行うことが技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合には、「エクスプレイン」を行ったものとする。
- 原則3に基づく開示の求め以外の手法による情報の収集方法として、当事者照会（民事訴訟法163条）、文書提出命令の申立て（同221条）等がある。

オープンソースソフトウェアに関する例外の記載削除

（2）「エクスプレイン」を選択した場合に関する留意事項

この文書における各原則については、当該原則が技術的な現実に見合わない等の理由により、生成A I 事業者が各原則の全部又は一部について実施せず、その理由を「エクスプレイン」するものを妨げるものではない。この場合においても、生成A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、利用者にとって安全・安心な利用環境を確保するというこの文書の目的に鑑み、実施しない原則に係る自らの対応について、権利者や利用者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

なお、この文書の定める各原則を実施することを表明していた場合（すなわち、受入れ表明をしていた場合）であっても、利用規約等の規定に基づき開示対象を限定する等、実質的にこの文書の定める各原則を実施していないと評価できる場合には、別途「エクスプレイン」を要する。明確化を期すため付言すれば、契約又は利用規約においてこの文書の示す原則の適用を撤廃又は制限する規定（オーバーライド条項）が存在しているということを示すだけでは「エクスプレイン」としては不十分であり、なぜ当該規定を設けて撤廃又は制限をしているのかということを説明することを要する。

（3）その他の事項

この文書は、別途法令による手続が行われる可能性を何ら制限するものではない。例えば、SNS上で権利侵害情報が流出した場合、情報流通プラットフォーム対処法に基づく発信者情報開示請求により、当該SNSを提供する事業者等から開示された発信者情報を受け、当該発信者に対して当該開示請求者の損害賠償請求権を行使することは、生成A I の適切な利活用等に向けた知的財産の保護にも資するものである。

生成A I 事業者による対応の状況、運用上の実効性、国際的な取組の動向等を勘案し、生成A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、必要があると認めるときは、その状況に基づき、この文書の改定を含めた適切な対応を行うものとする。

以上